

専門工事業者に関する企業情報の提供

- 元請が専門工事業者を選ぶ際に重視しているのは、これまでの施工実績や信用度。
- 元請企業の評価制度としては経審等の制度があるが、元請のゼネコン等と専門工事業者では役割が違う。技能、実績が基本的な要素であることに加え、社会保険への加入状況や、提案能力も重要であり、専門工事業者向けの評価制度の整備が必要。
- 建設業界では、企業数も従業者数も専門工事業者の方が元請よりも多い中、そうした企業が適正な評価をされることが大切。
- 評価された専門工事業者が受注できる仕組みであることが必要。
- 専門工事業者の評価制度を創設するにあたっては、企業を正しく評価できるか(虚偽等の懸念を最小限に抑えられるか)も課題。

専門工事業者に関する企業情報の提供(基本的な方向性)

- 専門工事業者は、主に工事の実際の施工を担い、建設工事において重要な役割を果たしている。
- 現在、経営事項審査は公共工事の元請企業を評価する制度であり、専門工事業者に特化した評価制度は存在しない。また、実態として、元請企業が専門工事業者を選ぶ際には、これまでの取引関係や施工実績を元に選定していることが多い。
- 将来にわたって、建設工事の適正な施工をより高い水準で実現するには、技能労働者を継続的に雇用・育成し、高い施工能力を有する専門工事業者が適切に評価され、その評価に基づき元請企業が選定を行うことが次の受注にも繋がる、といった好循環を構築することが望ましい。また、このように高い施工能力を有する専門工事業者が、短期的な価格競争で排除されることなく適切に評価される環境を整備することは、専門工事業者の意欲の向上にも資すると考えられる。
- また、今後、建設キャリアアップシステムの整備が進み、技能労働者、ひいては技能労働者を雇用する専門工事業者の適切な評価を行うことができる環境整備が進むものと考えられる。
- そのため、専門工事業者を、専門工事業の特性を踏まえた指標に基づき評価する仕組みを試行的に導入し、その実施状況を踏まえて、将来的には更なる拡大・普及を進めていく方向で検討してはどうか。

※評価指標の検討に当たっては、専門工事業者の中に、実際の施工を担わず、専ら自社より下位の下請の施工監理を担う専門工事業者も存在することにも留意する必要。

※試行後の更なる普及・拡大を図っていく際には、

- ・専門工事業者は業種が細分化されており、評価すべき事項も異なると考えられること
- ・評価制度の使い勝手を考えれば、共通の考え方に沿った評価の項目や手法とすることが望ましいことを踏まえ、例えば、国交省において基本となる評価の項目や手法に係る基本的事項をガイドラインとして定め、各評価主体が当該ガイドラインに沿って評価を行う、といった手法が考えられる。

※制度を構築するにあたっては、専門工事業者と契約する元請企業等が当該評価制度を活用する方策、あるいは専門工事業者が当該制度による評価を積極的に受けるための方策についてもあわせて検討。

専門工事業者に対する評価の項目の例

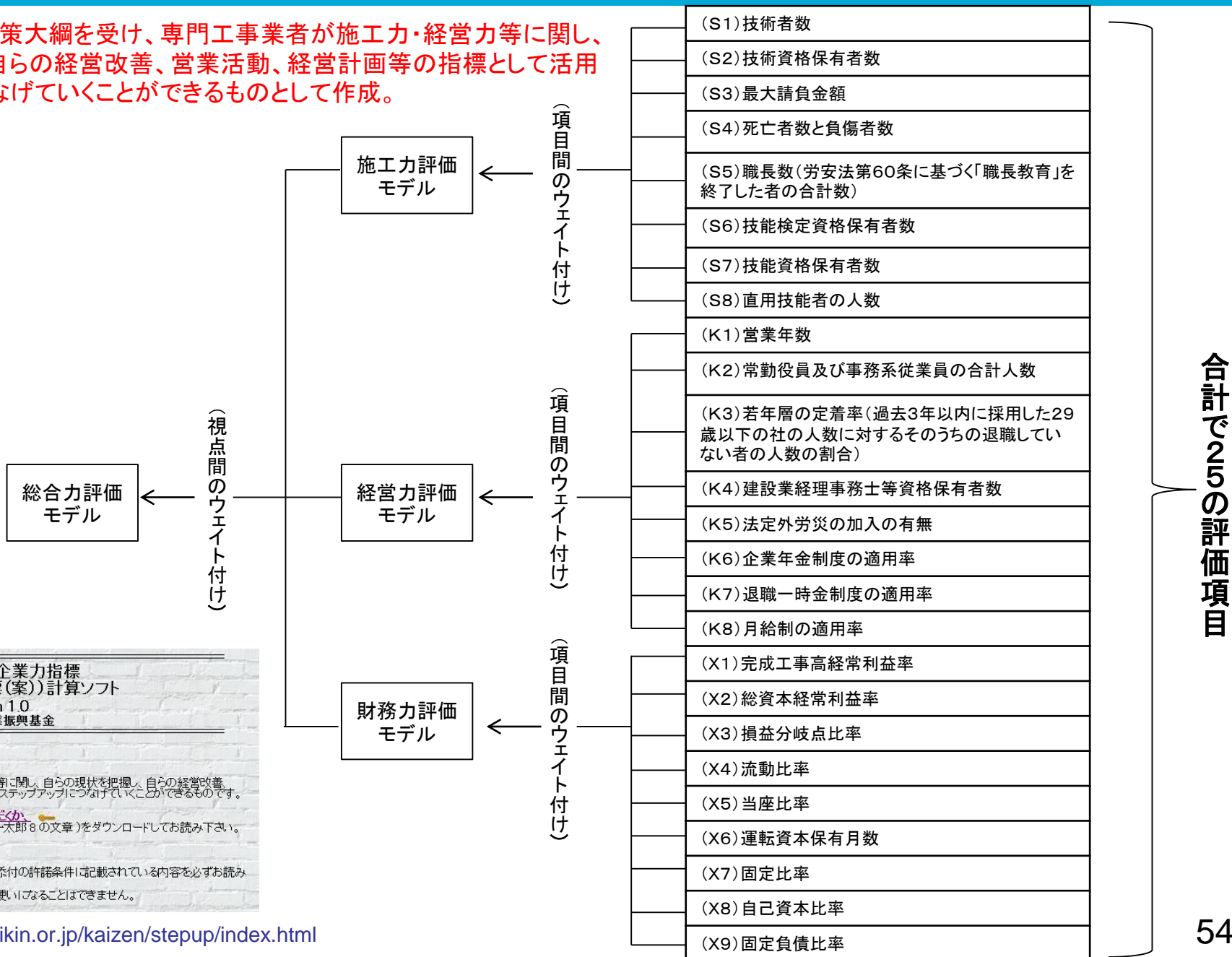
○専門工事業者に対する評価では、元請企業の場合と異なり、例えば、以下のような項目が考えられる。

(例)

- ・ 工事実績（特に、下請工事の完成工事高）
- ・ 財務の健全性・安定性
- ・ 技能労働者の人数・能力（基幹技能者、技能検定保有者）
- ・ 優良従業員表彰の獲得状況（建設マスター 等）
- ・ 建設機械の保有状況
- ・ 社会保険への加入
- ・ 建退共への加入
- ・ 職人の教育訓練体制
- ・ 安全管理体制

等

平成7年の建設産業政策大綱を受け、専門工事業者が施工力・経営力等に関し、自らの現状を把握し、自らの経営改善、営業活動、経営計画等の指標として活用し、ステップアップにつなげていくことができるものとして作成。



専門工事業者企業力指標
(ステップアップ指標(案))計算ソフト
Version 1.0
財団法人 建設業振興基金

【本指標の活用方法】
本指標は、専門工事業者が施工力・経営力等に関し、自らの現状を把握し、自らの経営改善、営業活動、経営計画等の指標として活用し、ステップアップにつなげていくことができるものです。
詳しくは、[ここをクリックして概要をご覧ください。](#)
表示マニュアルの概要(Ms Word 7.0 及び 一太郎 8 の文章)をダウンロードして読み下さい。
【ご使用にあたって】
お客様のご使用にあたっては、ソフト起動時添付の許諾条件に記載されている内容を必ずお読みになり同意していただく必要があります。
同意されない場合は本ソフトウェア製品をお使いいただくことはできません。

「建設技能労働者の人材確保のあり方について」(抜粋) (平成23年7月27日 建設技能労働者の人材確保のあり方に係る検討会 とりまとめ)

1. 労働環境等の改善に向けた方策 (3) 人材を大切にす企業の評価

建設工事の施工に当たっては、基幹技能者に品質管理や工事の調整、安全管理等の役割が期待されており、国土交通省直轄事業においては、経営事項審査における評価や、基幹技能者の配置について評価をする総合評価方式を試行している。優れた技能者を有した企業を育成していくためには、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた基幹技能者について、目指すべき技能者像として活用していくことが必要である。また、建設業においては、平成7年の建設産業政策大綱を受け、専門工事業者の経営改善、営業活動、経営計画等の指標を示す「専門工事業者企業力指標」(ステップアップ指標)が作成されたが、項目が多岐にわたり、運営経費が相当程度かかることや元請企業による業者選定時に活用されていないことから、専門工事業において同指標の利用はほとんど行われていないことが、ヒアリングの結果確認された。

しかしながら、施工力のある企業、人材育成を行う企業を評価していく環境づくりのためには、建設産業団体において、客観的に建設企業の状況を評価し、元請企業の業者選定時に活用されることが望まれる。このため、まずは、企業評価の一環として、建設産業団体において、建設企業の各労働者の保険加入状況をチェックすることが必要である。さらには、保険加入状況のチェックに加えて、自主的に建設企業の施工力、雇用管理(教育訓練、建設業退職金共済制度への加入等)等の状況を併せてチェックし、その結果を公表することも期待される。

加えて、工事の品質や安全性の確保を図る上で、技能者の有する技能、資格等が重要な要素であることから、技術者に関するデータベースの整備状況等を踏まえ、各建設企業の技能労働者についても、技能資格、作業資格等を含めたデータベース化の検討を進めていくことが必要である。

「専門工事業者等を評価する仕組み作りに向けた基本的考え方」(抜粋) (平成25年3月25日 第4回 担い手確保・育成検討会 資料)

3. 専門工事業者等評価制度の目的

この仕組みは、次の2点を目的とするものである。

(1) 将来にわたる工事の品質確保

実際に現場で工事を施工し、工事の品質を左右する「担い手」=職人(技能労働者等)が確保・育成される競争環境を整えることを通じ、個々の工事における品質の確保だけでなく、将来にわたる工事の品質を確保すること。

(2) 将来にわたって施工力を確保しうる専門工事業者等が能力を発揮できる環境の整備

技能労働者等を継続的に雇用・育成し、その結果として将来にわたって施工能力を

確保しうる専門工事業者等が、短期的な価格競争で排除されることなく、能力を発揮できる環境を整備すること。

これらの目的を達成するため、新たな仕組みでは、発注者が元請企業を選定するにあたって、人を大切にする施工力のある専門工事業者等を活用する元請企業が評価されるようにすることで、元請企業がコスト面のみにとらわれず人を大切にする施工力のある専門工事業者等と契約することを後押しする。

4. 基本的な考え方

(2) 評価の仕組み

この仕組みは、発注者が元請企業の選定にあたってその下請契約の相手方も含めて評価する際に用いることが想定される。その際には、制度の持続可能性や利用促進等の観点から、できるだけ簡素な仕組みとし、元請企業が、人を大切にする施工力のある専門工事業者等の取組を容易に把握、確認できる方法とすることが必要である。

(3) 評価項目の考え方

まずは、人を大切にする施工力のある専門工事業者等が行う取組として考えられる共通の評価項目を設定する必要がある。元請企業は市場において既に独自の基準をもって下請企業を評価しているが、市場原理では通常評価されない、あるいは評価されにくい項目も存在する。この仕組みにおいては、市場原理に委ねては将来の建設産業の発展が図りがたい部分の是正に資する項目に限定して評価項目を設定することとする。評価項目の方向としては、将来にわたる工事の品質確保に資するものであって担い手の確保の観点に着目したものに特化することが考えられる。なお、業種の違いに応じた個別の評価項目を設定するかどうかについて検討することも考えられる。

